

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成23年3月29日

京都市長 門川大作

京都市規則第 83号

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則の一部を改正する規則

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する規則の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(事業用大規模建築物)

第2条 条例第9条に規定する別に定める面積は、1,000平方メートルとする。

第3条の見出し中「事業系廃棄物の減量に関する計画」を「事業用大規模建築物の所有者の減量計画」に改め、同条第1項中「事業用大規模建築物」を「条例第9条に規定する事業用大規模建築物（以下「事業用大規模建築物」という。）」に、「減量計画」を「事業用大規模建築物減量計画」に改め、同条第2項中「減量計画は、事業系廃棄物減量計画書」を「事業用大規模建築物減量計画は、事業用大規模建築物減量計画書」に改め、同条第3項中「事業系廃棄物減量計画書」を「事業用大規模建築物減量計画書」に改め、同条第4項中「事業系廃棄物減量計画書」を「事業用大規模建築物減量計画書」に、「事業系廃棄物減量計画変更届」を「事業用大規模建築物減量計画変更届」に改める。

第5条及び第6条を次のように改める。

(事業用大規模建築物建築主)

第5条 条例第12条の2第1項に規定する事業用大規模建築物建築主は、同項に規定する新築等をしようとする者で、当該新築等により生じ、又は増加する事業の用に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上であるものとする。

(事業用大規模建築物の新築等をしようとする者の減量計画の作成及び届出並びに事業系廃棄物の保管場所の設置の届出)

第6条 条例第12条の2第1項に規定する事業系廃棄物の減量に関する計画は、事業用大規模建築物新築等減量計画書兼事業系廃棄物保管場所設置届（第5号様式）に必要な事項を記載することにより作成するものとする。

2 条例第12条の2第1項及び第13条第3項の規定による届出は、事業用大規模建築物新築等減量計画書兼事業系廃棄物保管場所設置届に次に掲げる書類を添えて、市長に提出することにより行うものとする。

(1) 事業用大規模建築物の付近見取図及び各階平面図

(2) 条例第13条第1項に規定する保管場所に係る位置図、平面図及び立面図

第6条の次に次の2条を加える。

(特定食品関連事業者)

第6条の2 条例第13条の2第1項に規定する別に定める面積は、3,000平方メートルとする。

(特定食品関連事業者の減量計画の作成及び届出)

第6条の3 条例第13条の2第1項に規定する特定食品関連事業者は、毎年6月30日までに、その年の4月1日から翌年の3月31日までの期間について同条第2項に規定する事業系廃棄物の減量に関する計画（以下「特定食品関連事業者減量計画」という。）を作成し、市長に届け出なければならない。

2 特定食品関連事業者減量計画は、特定食品関連事業者減量計画書（第5号様式の2）に必要な事項を記載することにより作成するものとする。

3 条例第13条の2第2項の規定による届出は、特定食品関連事業者減量計画書に同条第1項に規定する特定食品関連事業者の店舗その他の事業の用に供する建築物（本市の区域内に存するものに限る。）の名称及び所在地を記載した一覧表を添えて、市長に提出することにより行うものとする。

第9条中「第12条の2第6項」を「第12条の2第8項」に改める。

第24条第1項中「第12条の7の7第2項」を「第12条の7の17第2項」に改め、同条第2項中「第12条の7の7第5項」を「第12条の7の17第5項」に改める。

第1号様式（表面）を次のように改める。

(表面)
事業用大規模建築物減量計画書

(宛先) 京都市长	年月日
届出者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)	届出者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 電話

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第10条第1項の規定により届け出ます。				
年	度	年 度		
作成の年月日		年 月 日		
建築物	名称			
	所在地			
	事業の用に供する部分の床面積の合計	平方メートル		
	構造	造 地下 階 地上 階建て		
	事業者の内訳	用途	数	床面積
		事務所		平方メートル
		店舗		
		学校		
		その他()		
	廃棄物の保管場所	再生利用をすることができる廃棄物の保管場所	箇所	平方メートル
再生利用をすることができない廃棄物の保管場所		箇所	平方メートル	
建築物の管理者	氏名(法人にあっては、名称及び代表者名)	電話	—	
	住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)			

第2号様式中「事業系廃棄物減量計画変更届」を「事業用大規模建築物減量計画変更届」に、「あて先」を「宛先」に改める。

第3号様式及び第4号様式中「あて先」を「宛先」に改める。

第5号様式を次のように改める。

第5号様式（第6条関係）

(表面)

事業用大規模建築物新築等減量計画書兼事業系廃棄物保管場所設置届

(宛先)京都市长	年月日
届出者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	届出者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） 電話 担当者の氏名 電話
	—
	—

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第12条の2第1項及び第13条第3項の規定により届け出ます。

新築等に係る建築物に関する事項	名 称					
	所 在 地					
	床面積の合計	平方メートル				
	当該床面積のうち、事業の用に供する部分の床面積の合計	平方メートル				
	構 造	造	地下	階	地上	階建て
	新築等に係る建築物において行うことが予定される事業	事 業 の 内 容	床 面 積			
			平方メートル			
	食品製造加工場の有無	<input type="checkbox"/> 有 (箇所)	平方メートル			
		<input type="checkbox"/> 無				
	敷 地 の 面 積	平方メートル				
	工事着手予定年月日	年 月 日				
工事完了予定年月日	年 月 日					
使用開始予定年月日	年 月 日					
廃棄物の保管場所に関する事項	再生利用をすることができる廃棄物の保管場所	数 量	箇所	平方メートル		
		保管に用いる容器	種 類			
			数 量			
		設 備	水 案	<input type="checkbox"/> 有 (箇所)	<input type="checkbox"/> 無	
	排水設備		<input type="checkbox"/> 有 (箇所)	<input type="checkbox"/> 無		
	再生利用をすることのできない廃棄物の保管場所	数 量	箇所	平方メートル		
		保管に用いる容器	種 類			
数 量						
設 備		水 案	<input type="checkbox"/> 有 (箇所)	<input type="checkbox"/> 無		
	排水設備	<input type="checkbox"/> 有 (箇所)	<input type="checkbox"/> 無			
	照明設備	<input type="checkbox"/> 有 (箇所)	<input type="checkbox"/> 無			

(裏面)

事業用大規模建築物新築等減量計画に関する事項	廃棄物の種類及び発生量の見込み	種類	1年当たりの発生量の見込み
			トン
	廃棄物の再生利用の方策等に関する事項	発生の抑制の取組	
	再生利用の方策		

注1 該当する□には、レ印を記入してください。

2 「食品製造加工場」とは、食品を製造し、又は加工するために使用する建築物の部分をいいます。

第5号様式の次に次の1様式を加える。

第5号様式の2（第6条の3関係）

(表面)

特定食品関連事業者減量計画書

(宛先) 京都市长	平成 年月日
届出者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	届出者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） 電話

京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第13条の2第2項の規定により届け出ます。							
名称、屋号又は商号							
店舗等の数							
床面積の合計	平方メートル						
業種							
種類	前年度の実績			今年度の見込み			
	排出量 ①	うち再生利用の量 ②	うち再生利用以外の量（①-②）	排出量 ③	うち再生利用の量 ④	うち再生利用以外の量（③-④）	
厨芥類（生ごみ）	トン	トン	トン	トン	トン	トン	
廃食用油							
紙	新聞紙						
	段ボール						
	コピー用紙						
	雑紙						
	秘密書類						
	その他の紙						
木竹							
飲料容器	缶						
	瓶						
	ペットボトル						
発泡スチロール							
合計							

(裏面)

事業系廃棄物の減量を組織的に行うための基本方針	環境マネジメントシステムの導入の状況	種類及び適用範囲	
	導入年月日	年 月 日	
基本方針として定めている事項			
発生抑制の方策	廃棄物の種類	前 年 度	今 年 度
再生利用の方策	廃棄物の種類	前 年 度	今 年 度
再生品の使用	品 目	前 年 度	今 年 度

注1 「店舗等」とは、本市の区域内に存する店舗その他の事業の用に供する建築物をいいます。

2 「環境マネジメントシステム」とは、環境に配慮した事業活動を自主的に進めていくための目標を決定し、当該目標を達成するための取組を推進するための仕組みをいいます。

第6号様式注以外の部分、第7号様式注以外の部分、第8号様式注以外の部分、第9号様式注以外の部分、第10号様式注以外の部分、第11号様式（第1面）、第12号様式注以外の部分、第13号様式注以外の部分、第14号様式（第1面）、第15号様式注以外の部分、第16号様式（表面）、第17号様式（表面）、第18号様式（第1面）、第19号様式（第1面）、第20号様式（表面）中「あて先」を「宛先」に改める。

第20号様式の2注以外の部分中「あて先」を「宛先」に、「第15条の2の4」を「第15条の2の5」に改め、同様式注4中「第12条の7の6各号」を「第12条の7の16各号」に改める。

第20号様式の3注以外の部分中「あて先」を「宛先」に、「第12条の7の7第5項」を「第12条の7の17第5項」に改め、同様式注2中「第12条の7の7第4項」を「第12条の7の17第4項」に改める。

第21号様式注以外の部分、第22号様式、第23号様式注以外の部分、第24号様式注以外の部分、第25号様式、第26号様式注以外の部分、第27号様式注以外の部分及び第28号様式注以外の部分中「あて先」を「宛先」に改める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

（環境政策局循環型社会推進部事業ごみ減量推進課）